

建設国保のしくみ

兵庫県建設国民健康保険組合（略称：建設国保）は、国民健康保険法という法律にもとづいて国民健康保険を運営する公法人で、組合の運動により兵庫県知事の認可を受けて昭和45年8月1日に設立しました。

建設国保は、建設産業に従事する組合員とその家族の健康を守るための医療保険で、労働組合が母体として運営する国民健康保険組合です。



医療保険のしくみ

病気などでお医者さんにかかると、びっくりするほどお金がかかります。そのため、日ごろからお金（保険料）を出しあい、国も一部を負担（補助金）して、患者にかわって治療費を支払うしくみが医療保険の制度です。

日本の医療保険は、地域保険といわれる国民健康保険（国保）と協会けんぽなどの被用者保険の2つに大別されます。

国保のしくみ

国保は、地域住民が加入する公営国保と、建設国保のように一定地域の同じ業種の人たちが集まって作る国保組合の2つがあります。

国保組合の被保険者（保険料を払い、保険給付などの保険の利益を受ける人）は、組合に加入している組合員とその世帯員である家族です。

建設国保の組織

建設国保の母体は兵庫県建設労働組合連合会で、連合会を作っている5つの労働組合が建設国保の支所という形で、保険料を集めたり、いろいろな国保の窓口事務を受けもっています。

建設国保の運営

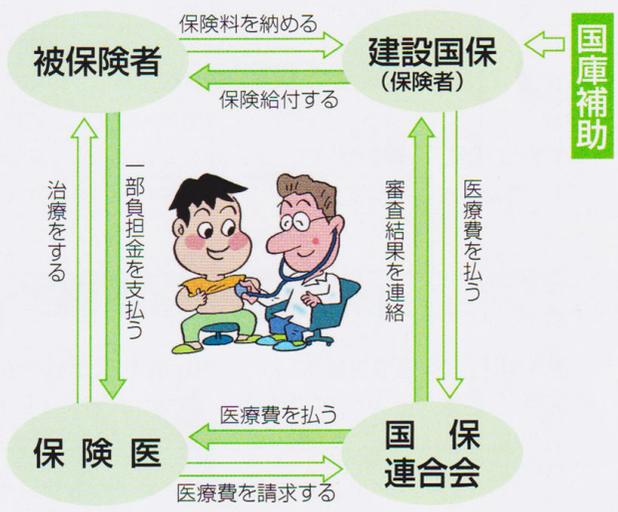
建設国保は、国や県の指導を受けながら独自に健康保険業務を行います。その運営は、1年間の事業計画・予算の決定や決算の認定を組合会（議員52名）が行い、業務の執行は理事会（22名）で行います。日常の事務は事務局が担当し、処理します。

建設国保のしごと

建設国保の主なしごとは、

- ①被保険者の数を正確につかみ、保険料をきちんと集める。
- ②保険医療機関（病院や診療所など）の医療費、その他の給付金や後期高齢者支援金などの拠出金を適正に支払う。
- ③被保険者の健康の維持・増進。

の3つになりますが、このほか、組合財政の安定と保険料が高くなるないようにするために国や県・市の補助金増額の運動も重要です。



個人情報の取り扱いについて
 建設国保では、個人情報保護法の施行に伴い、法律を遵守し、これまで以上に被保険者のみなさんの個人情報についての安全管理と適正な取り扱いに万全を尽くしていきます。